

第 1 3 4 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

小学校及び中学校教育職員の給与を改定するとともに、教育公務員
特例法の改正に伴い義務教育等教員特別手当について規定を整備する
必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第23条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第24条第2項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1中「193,360円」を「207,440円」に改める。

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第23条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第24条第2項の改正規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第20条第2項、第23条第2項及び第24条第2項の改正規定を除く。）による改正後の中野区立小学校及び中学

校教育職員の給与に関する条例（以下「第 1 条による改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定（第 20 条第 2 項、第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。